

件名	岐阜県職員のパワー・ハラスメントに関する報道について
受付日	令和5年11月27日
ご意見・ご提案の概要	<p>県のハラスメント対策を担当する幹部が部下にパワハラか。誰がどう見てもパワハラかつ暴力ではないか。</p> <p>民間会社でこのようなことが起きないように、県の模範モデルとなるべき県庁の職員が、このような行動をとっても、知事は厳しい対応をとらないのか。迅速な対応をとらず、身内に甘い知事なのか、非常に不信感を覚える。</p>
県の考え方	<p>この度、県政に対する県民の皆様の信頼を大きく損なう不祥事案が発生しましたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。</p> <p>本件パワー・ハラスメント事案につきましては、県においてその発生を把握後、速やかに事実確認のための調査を行い、既に報道されておりますように、令和5年11月29日付けで関係職員の懲戒処分を実施いたしました。</p> <p>今後、再発防止に向けた対策を徹底するとともに、職員研修の機会等を通じ、全職員に対しまして、これまで以上に法令遵守、公務員倫理に関する意識の向上を図ってまいります。</p>
担当課	総務部 人事課